

パシフィコ・エナジー富士三次合同会社「(仮称) 三次市糸井太陽光発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和 7 年 5 月 2 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

パシフィコ・エナジー富士三次合同会社から届出のあった「(仮称) 三次市糸井太陽光発電事業 環境影響評価方法書」については、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされており、同項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、同条第 2 項の規定に基づき、同社に対し、その旨を通知した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：広島県三次市糸井地区
原動力の種類：太陽電池
出 力：最大 9 0, 0 0 0 k W 程度（交流）
1 3 5, 0 0 0 k W 程度（直流）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和 6 年 6 月 1 4 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 6 年 8 月 3 0 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和 6 年 9 月 6 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 6 年 1 1 月 1 9 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 7 年 1 月 3 1 日
広 島 県 知 事 意 見 受 理	令和 7 年 4 月 1 1 日
経 済 産 業 大 臣 通 知 発 出	令和 7 年 5 月 2 日

問い合わせ先：電力安全課 一ノ宮、福井、山崎
電話：0 3－3 5 0 1－1 7 4 2（直通）